

<書評>

万城目正雄・川村千鶴子編著

『インタラクティブゼミナール 新しい多文化社会論—共に拓く共創・協働の時代』

東海大学出版部 2020年2月

野山広 (国立国語研究所)

I. 本書の目的と構成

本書の目的は、編著者がはじめにでも述べているように「外国人受入れをめぐる新しい政策展開を踏まえ、異なる文化的背景を持つ人々と共に拓く「共創・協働」の時代をキーワードに、これからの新しい多文化社会について、インタラクティブに学び、議論すること」(iii) である。

そのために、以下に説明する第I部から第III部までの3部構成で、出入国管理政策と改正入管法の基礎知識から国内・国外の多文化社会の実践例を挙げながら、関連したテーマを、法学、政治学、社会学、経済学など学際的なアプローチから包括的に検討している。

II. 第I部 「出入国管理政策と改正入管法の基礎知識」の概要

ここでは、日本の出入国管理政策においては、どのような政策が採用されているのか、新しい多文化社会を検討するための基礎知識となる制度・政策について解説しつつ、今後について検討、展望している。

具体的には、第1章「入国管理とは何か：日本の政策と2018年入管法改正」(明石純一)、第2章「日本に在留する外国人の人権」(秋山肇)、第3章「高度人材獲得政策と留学生」(佐藤由利子)、第4章「日系人と日本社会：歴史・ルーツ・世代をめぐって」(人見泰弘)、第5章「日本の生産を支える外国人人材：技能実習制度と特定技能制度」(万城目正雄)、第6章「自治体の外国人住民政策と社会保障」(阿部治子)の論考を通して、2018年の改正入管法、在留外国人と法、自治体の外国人住民政策と社会保障、留学生、日系人、技能実習生、特定技能外国人の受入れをめぐる個別具体的な政策課題が扱われている。

III. 第II部「多文化『共創』社会の実践に向けた課題」の概要

ここでは、多文化「共創」社会の実践に向けた課題に関して、以下のように多様な観点から議論している。

具体的には、第7章「外国人高齢者への健康支援とケアマネジメント」(李錦純)、第8章「日本語教育の役割と今後の課題：外国人受入れと日本語学校教育」(山本弘子)、第9章「外

国人人材の獲得とダイバーシティ・マネジメント」(郭潔蓉)、第10章「多文化共創による持続可能な社会開発」(佐伯康考)の論考を通して、外国人高齢者に対する健康支援とケアマネジメント、日本語教育、企業経営におけるダイバーシティ・マネジメント、共創の概念と地域社会・大学の役割に関する議論を展開している。その展開を踏まえて、地域において外国人も「生活者」として平等で安心して暮らしていける多文化「共創」社会の構築に向けた論点を整理し、今後の課題について提起している。

IV. 第Ⅲ部「海外での多文化『共創』から」の概要

ここでは、以下のような諸外国に多文化「共創」という観点から焦点を当て、多文化社会の政策・実践例を紹介しながら、今後の日本社会の在り方に関して展望している。

具体的には、第11章「韓国の移民政策と多文化社会」(申明直)、第12章「難民の社会参加と多文化社会：トルコと日本の難民受入れを事例として」(伊藤寛了)、第13章「ドイツの移民政策と地域社会：欧州難民危機を受けたドイツ社会の対応」(錦田愛子)、第14章「アメリカにおける非正規移民1.5世をめぐる政治と市民社会」(加藤丈太郎)の論考を通して、諸外国における多文化社会を支える政策の構築、展開の経緯、方向性等に関して実践例を報告し、今後の課題に関して議論、提起している。そして、これらの議論を踏まえて、終章の「新しい多文化社会論：共に拓く共創・協働の時代」(川村千鶴子)の論考を通して、今後の共創・協働の時代における新たな多文化社会論を展開している。

V. 基礎教育保障学の発展に向けて

紙幅の都合もあるので、以下、今後(もしも)本学会の会員や関係者が、このような啓蒙的な普及の書(素材・教材)を発刊して基礎教育保障学を発展させようとする場合に、本書の中で参考になるのではないかと思われた点(印象に残った特徴的な構成や記述、キーワード等)を取り上げることで、書評に代えたい。

まず、本書の特徴の一つが、第Ⅰ部の直前に、「インタラクティブゼミナールによるこそ！本書の対象と活用術」(川村千鶴子)という、本の活用に向けた羅針盤にあたる記述が存在していることである。ここでは、本書をPBL(Project-Based Learning)つまり「課題解決型学習」の素材・教材として活用するためのヒントについて触れており、第Ⅰ部からⅢ部の各章の中でも記述している事前学習の内容、ディスカッションテーマ、ロールプレイのテーマ、キーワード解説の意味についての理解促進の役割も果たしている。

例えば、第8章「日本語教育の役割と今後の課題：外国人受入れと日本語学校教育」(山本弘子)では、事前学習の内容として「日本語教育、と聞いて思い浮かべるのはどのようなことか。そして、なぜそれが思い浮かんだのか。その背景や理由を考え、仲間と話し合ってみよう。」と記述されている。この中の「日本語教育」の部分を「夜間中学」や「基礎教育」などと替えても、事前学習が成立しそうである。ディスカッションやロールプレ

このテーマの2では「日本語を母語としない人たちにとって、日本語のどんなところが難しいだろうか」と記述されているが、この中の「日本語を母語としない人」の部分で「日本語の読み書きが十分に出来ない人」や「非識字者」などと替えても、テーマとなりそうである。さらに、キーワード解説の3では「日本語教育推進法」の解説がなされているが、この部分は「教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）」の解説を行うとよさそうである。

今後、万人のための教育機会を確保できるような新たな多文化社会の構築の目指すのであれば、その過程では、適切な言語学習の場の提供が欠かせない。欧州の複言語・複文化環境では「言語学習の究極の目的は、コミュニケーション能力の啓培にあるが、コミュニケーションは、言語が使用される文化的文脈の問題を離れては成り立たないから、言語の教育においては、言語の能力と文化を理解する能力とは相即一体、密接不可分の関係にあることを十分に認識してかかる必要がある」（異文化間教育学会、二頁）と捉えられている。

一方、複言語・複文化環境にある外国人が多数就学する日本の夜間中学の現場においては言語学習の一環として日本語の教育が展開されている。その現場で「多文化社会の在り方を模索する複眼的理解とビジョンの共有」（はじめにiv）がなされるのなら、夜間中学や基礎教育に関わる実践の現場は、多様な言語・文化背景を持った生徒や関係者間の「共創・協働」を通じて、多様性が生み出す活力を、新しい価値の創出へと結び付けるための実践知が蓄積される創造の場となりうる可能性が高い。

この可能性の追求に興味がある本学会の会員にとって、本書は、有意義な一冊となろう。

引用・参考文献

異文化間教育学会（1997）『日本語の習得と文化理解』